「『監査人から事務幹事証券会社への書簡』要綱」の一部改正について

平成 20 年 8 月 1 日日本証券業協会

. 改正の趣旨

本協会は、金融商品取引法及び関係政府令の施行並びに平成 20 年 4 月 1 日より四半期報告制度が開始されることに伴い、日本公認会計士協会との合意文書である「『監査人から事務幹事証券会社への書簡』要綱」の見直しについて検討してきた。今般、日本公認会計士協会との調整を行った結果、両協会との間において合意が得られたことから、同要綱の一部について改正を行うこととする。

. 改正の骨子

- (1) 現行「事務幹事証券会社」としているものを「引受事務幹事会社」に改める。
- (2) 四半期報告制度が開始されることに伴い、所要の改正を行う。

. 施行の時期

この改正は、平成20年8月1日から施行する。

以 上

平成 20 年 8 月 1 日日本証券業協会

新

「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱

昭和50年8月28日 改正 平成12年5月9日 改正 平成19年4月3日 最終改正 平成20年8月1日

日本公認会計士協会 日本証券業協会

募集又は売出しによる株式、社債等の引受審査に関連して、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>が発行会 社の財務諸表を監査した公認会計士又は監査法人(以下「監査人」という。)から受領する<u>「監査人か</u> ら引受事務幹事会社への書簡」(以下「書簡」という。)についての要綱は、下記のとおりとする。

なお、本要綱は、日本国内における募集による新株式、社債、新株予約権付社債の発行又は既発行株式の売出しに関連して作成される書簡に適用される。本要綱が適用されない新規証券(例えば、不動産投資信託の発行する証券、資産担保型証券等)については、本要綱に準じて書簡を作成する。

<u>また、本要綱においては中間監査の記載を省略しているが、適宜、四半期レビューに関する記載内容</u>を読み替えて適用する。

記

打合せ会(注1)

- 1.開催時期 証券発行計画内定後、速やかに開催する。
- 2.参加者 発行会社、監査人及び引受事務幹事会社の各担当責任者とする。
- 3.協議の内容 打切日、書簡の授受、記載内容等について、打合せ会の前に<u>引受事務幹事会社</u>が発行 会社及び監査人に提示し、打合せ会において、その内容について三者で協議する。

業務契約書

書簡作成業務の受託者である監査人、委託者である発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>との間で責任の所在を明らかにし、また、手続を確定するために、業務契約書を締結することが望まれる。

業務契約書を締結する場合、添付の参考様式を参考として、三者間で協議の上、合意した内容とする。

書簡の草案

- 1.打合せ会における決定内容に基づいて、監査人は<u>引受事務幹事会社</u>及び発行会社に書簡の草案を速やかに提出する。(注2)
- 2.監査人は、打切日までの間に、書簡の草案に記載した に定める実施手続について、変更する必要があると認めたときは、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>に対して、その旨及びその内容を速やかに通知する。

IE

「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱

昭和50年8月28日

改正 平成 12 年 5 月 9 日

最終改正 平成 19 年 4 月 3 日

日本公認会計士協会 日本証券業協会

募集又は売出しによる株式、社債等の引受審査に関連して、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>が発行会 社の財務諸表を監査した公認会計士又は監査法人(以下「監査人」という。)から受領する<u>「監査人か</u> ら事務幹事証券会社への書簡」(以下「書簡」という。)についての要綱は、下記のとおりとする。

なお、本要綱は、日本国内における募集による新株式、社債、新株予約権付社債の発行又は既発行株式の売出しに関連して作成される書簡に適用される。本要綱が適用されない新規証券(例えば、不動産投資信託の発行する証券、資産担保型証券等)については、本要綱に準じて書簡を作成する。

記

打合せ会(注1)

- 1.開催時期 証券発行計画内定後、速やかに開催する。
- 2.参加者 発行会社、監査人及び事務幹事証券会社の各担当責任者とする。
- 3.協議の内容 打切日、書簡の授受、記載内容等について、打合せ会の前に<u>事務幹事証券会社</u>が発行 会社及び監査人に提示し、打合せ会において、その内容について三者で協議する。

業務契約書

書簡作成業務の受託者である監査人、委託者である発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>との間で責任の所在を明らかにし、また、手続を確定するために、業務契約書を締結することが望まれる。

業務契約書を締結する場合、添付の参考様式を参考として、三者間で協議の上、合意した内容とする。

書簡の草案

- 1.打合せ会における決定内容に基づいて、監査人は<u>事務幹事証券会社</u>及び発行会社に書簡の草案を速やかに提出する。(注2)
- 2.監査人は、打切日までの間に、書簡の草案に記載した に定める実施手続について、変更する必要があると認めたときは、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>に対して、その旨及びその内容を速やかに通知する。

書簡のあて先

発行会社及び引受事務幹事会社の各社長連名あてとする。

打切日

打切日は、原則として払込期日又は受渡期日の前7日以内とする。(注3)

書簡の授受

- 1.発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>は、監査人から払込期日又は受渡期日の前日の日付で記名捺印された書簡を受領する。
- 2.財務諸表等以外の財務情報に関する調査については、有価証券届出書等(発行登録追補書類及び開示が行われている有価証券の売出しにおいて作成される有価証券売出目論見書を含む。以下「届出書等」という。)提出日(注4)に、1.とは別に書面を作成することができる。この場合には、十分な調査期間が確保される必要がある。
- 3.監査人は、1.又は2.の調査を行う過程で、財務諸表等以外の財務情報に関して不整合等を発見した場合は、速やかに発行会社及び引受事務幹事会社に通知する。

書簡の記載内容

書簡の記載内容については、発行会社、監査人及び<u>引受事務幹事会社</u>の三者で合意することにより決定される。以下は、一般的な例示であり、適宜、一部省略又は追加することができる。

また、書簡の文例は、<u>監査・保証実務委員会報告第68号「監査人から引受事務幹事会社への書簡につ</u>いて」(日本公認会計士協会 最終改正 平成 年 月 日)の付録の文例を基礎に作成する。

1.届出書等の記載事項

(1) 監査済の連結財務諸表及び財務諸表

届出書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表について、当該監査報告書の日付現在の状況において訂正を必要とする事項が、打切日現在生じているかどうかについての、会社責任者からの聴取結果

(2) 四半期レビュー済の四半期連結財務諸表(又は四半期財務諸表)

届出書等に記載されている<u>四半期連結財務諸表(又は四半期財務諸表)</u>について、当該<u>四半期レビュー報告書</u>の日付現在の状況において訂正を必要とする事項が、打切日現在生じているかどうかについての、会社責任者からの聴取結果

(3) 上記(1)及び(2)以外の事項

標記事項のうち以下の事項(打合せ会において合意した事項で、かつ会計記録等に関連する事項に限る。)について、下記 のうち実施した手続及びその記載内容が会社の会計記録等と合致している旨

(証券情報)

- 「募集要項」新規発行社債の「先順位の担保をつけた債権の金額」
- 「手取り金の使途」(設備計画に既支払額が記載されている場合)
- 「募集又は売出しに関する特別記載事項」(財務諸表に関連する金額が記載されている場合)
- 「その他の記載事項」(目論見書に記載する事項として、財務諸表に関連する金額が記載されて

書簡のあて先

発行会社及び事務幹事証券会社の各社長連名あてとする。

打切日

打切日は、原則として払込期日又は受渡期日の前7日以内とする。(注3)

書簡の授受

- 1.発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>は、監査人から払込期日又は受渡期日の前日の日付で記名捺印された書簡を受領する。
- 2.財務諸表等以外の財務情報に関する調査については、有価証券届出書等(発行登録追補書類及び開示が行われている有価証券の売出しにおいて作成される有価証券売出目論見書を含む。以下「届出書等」という。)提出日(注4)に、1.とは別に書面を作成することができる。この場合には、十分な調査期間が確保される必要がある。
- 3.監査人は、1.又は2.の調査を行う過程で、財務諸表等以外の財務情報に関して不整合等を発見した場合は、速やかに発行会社及び事務幹事証券会社に通知する。

書簡の記載内容

書簡の記載内容については、発行会社、監査人及び<u>事務幹事証券会社</u>の三者で合意することにより決定される。以下は、一般的な例示であり、適宜、一部省略又は追加することができる。

また、書簡の文例は、<u>監査・保証実務委員会報告第68号「監査人から事務幹事証券会社への書簡につ</u>いて」(日本公認会計士協会 最終改正 平成18年9月25日)の付録の文例を基礎に作成する。

1.届出書等の記載事項

(1) 監査済の連結財務諸表及び財務諸表

届出書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表について、当該監査報告書の日付現在の状況において訂正を必要とする事項が、打切日現在生じているかどうかについての、会社責任者からの聴取結果

(2) 中間監査済の中間連結財務諸表及び中間財務諸表

届出書等に記載されている<u>中間連結財務諸表及び中間財務諸表</u>について、当該<u>中間監査報告書</u>の 日付現在の状況において訂正を必要とする事項が、打切日現在生じているかどうかについての、会 社責任者からの聴取結果

(3) 上記(1)及び(2)以外の事項

標記事項のうち以下の事項(打合せ会において合意した事項で、かつ会計記録等に関連する事項に限る。)について、下記 のうち実施した手続及びその記載内容が会社の会計記録等と合致している旨

(証券情報)

- 「募集要項」新規発行社債の「先順位の担保をつけた債権の金額」
- 「手取り金の使途(設備計画に既支払額が記載されている場合)
- 「募集又は売出しに関する特別記載事項」(財務諸表に関連する金額が記載されている場合)
- 「その他の記載事項」(目論見書に記載する事項として、財務諸表に関連する金額が記載されて

いる場合)

(追完情報:第二号の二様式)

財政状態及び経営成績に重要な影響を与えた事象(財務諸表に関連する金額が記載されている場合)

資本金の増減

最近事業年度の次の事業年度の業績の概要(<u>四半期連結財務諸表</u>又は連結財務諸表、あるいは<u>四</u>半期財務諸表又は財務諸表の形式による場合)

自己株式の取得状況等

(参照書類の補完情報)

財務諸表に関連する数値が記載されている場合

(企業情報、組込情報及び参照情報)

「企業の概況」主要な経営指標等の推移(株価収益率及び従業員数を除く。)(会計監査(法定 監査以外に任意に実施される監査を含む。)が実施され監査意見の表明がなされている会計期間 に限る。)

「企業の概況」関係会社の状況(親会社の名称及び議決権の被所有割合、子会社及び関連会社の名称及び議決権に対する所有割合、債務超過の金額、並びに主要な損益情報等に限る。)

「事業の状況」業績等の概要

「事業の状況」生産、受注及び販売の状況

「事業の状況」事業等のリスク

「事業の状況」経営上の重要な契約等

「事業の状況」研究開発活動

「事業の状況」財政状態及び経営成績の分析

「設備の状況」設備投資等の概要

「設備の状況」主要な設備の状況

「設備の状況」設備の新設、除去等の計画(既支払額及び財務諸表に関連する金額が記載されている場合)

「提出会社の状況」発行済株式総数、資本金等の推移

「提出会社の状況」自己株式の取得等の状況

「提出会社の状況」コーポレート・ガバナンスの状況

「経理の状況」連結財務諸表を作成しない場合における連結の範囲に関する重要性の原則の適用 に係る割合

「経理の状況」連結財務諸表等の「その他」の最近連結会計年度の次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による場合)

「経理の状況」連結財務諸表等の「その他」の訴訟事件等(金額が記載されている場合)

「経理の状況」財務諸表等の「主な資産及び負債の内容」

「経理の状況」財務諸表等の「その他」の最近事業年度の次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による場合)

「その他の参考情報」臨時報告書(財務諸表に関連する金額が記載されている場合)

「提出会社の保証会社等の情報」保証の対象となっている社債の最近事業年度末日の未償還額 (注5)

(特別情報:第二号様式及び第二号の四様式)

最近の財務諸表(会計監査(法定監査以外に任意に実施される監査を含む。)が実施され監査意 見の表明がなされている会計期間に限る。)

(添付書類:第二号の三様式及び第十一号様式)

「主要な経営指標等の推移」(株価収益率及び従業員数を除く)

「企業内容等開示ガイドライン<u>七 - 四</u>に基づく同ガイドライン<u>七 - 三</u> 、 、 <u>__</u>及び__の記載内容 _

いる場合)

(追完情報:第二号の二様式)

財政状態及び経営成績に重要な影響を与えた事象 (財務諸表に関連する金額が記載されている場合)

IΒ

資本金の増減

最近事業年度の次の事業年度の業績の概要(<u>中間連結財務諸表</u>又は連結財務諸表、あるいは<u>中間</u>財務諸表又は財務諸表の形式による場合)

自己株式の取得状況等

(参照書類の補完情報)

財務諸表に関連する数値が記載されている場合

(企業情報、組込情報及び参照情報)

「企業の概況」主要な経営指標等の推移(株価収益率及び従業員数を除く。)(会計監査(法定 監査以外に任意に実施される監査を含む。)が実施され監査意見の表明がなされている会計期間 に限る。)

「企業の概況」関係会社の状況(親会社の名称及び議決権の被所有割合、子会社及び関連会社の名称及び議決権に対する所有割合、債務超過の金額、並びに主要な損益情報等に限る。)

「事業の状況」業績等の概要

「事業の状況」生産、受注及び販売の状況

「事業の状況」事業等のリスク

「事業の状況」経営上の重要な契約等

「事業の状況」研究開発活動

「事業の状況」財政状態及び経営成績の分析

「設備の状況」設備投資等の概要

「設備の状況」主要な設備の状況

「設備の状況」設備の新設、除去等の計画(既支払額及び財務諸表に関連する金額が記載されている場合)

「提出会社の状況」発行済株式総数、資本金等の推移

「提出会社の状況」自己株式の取得等の状況

「提出会社の状況」コーポレート・ガバナンスの状況

「経理の状況」連結財務諸表を作成しない場合における連結の範囲に関する重要性の原則の適用 に係る割合

「経理の状況」連結財務諸表等の「その他」の最近連結会計年度の次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による場合)

「経理の状況」連結財務諸表等の「その他」の訴訟事件等(金額が記載されている場合)

「経理の状況」財務諸表等の「主な資産及び負債の内容」

「経理の状況」財務諸表等の「その他」の最近事業年度の次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による場合)

「その他の参考情報」臨時報告書(財務諸表に関連する金額が記載されている場合)

「提出会社の保証会社等の情報」保証の対象となっている社債の最近事業年度末日の未償還額 (注5)

(特別情報:第二号様式及び第二号の四様式)

最近の財務諸表(会計監査(法定監査以外に任意に実施される監査を含む。)が実施され監査意 見の表明がなされている会計期間に限る。)

(添付書類:第二号の三様式及び第十一号様式)

「主要な経営指標等の推移」(株価収益率及び従業員数を除く)

「企業内容等開示ガイドライン<u>七 - 三</u>に基づく同ガイドライン<u>七 - 二</u> 、 、__及び__の記載内 容」

IΒ

2.事後の変動事項

届出書等に記載されている最近<u>事業年度(連結会計年度、四半期(連結)会計期間又は四半期(連結)累計期間を含む。以下「事業年度等」という。</u>)の連結財務諸表、財務諸表、四半期連結財務諸表以は四半期財務諸表の決算日又は四半期会計期間末日の翌日以降最近月末日及び打切日までに生じた発行会社の下記事項について、下記のうち実施した手続及びその結果

- (1) 上記<u>決算日又は四半期会計期間末日</u>現在と比較した直近月末日及び打切日現在の純資産の減少の 有無
- (2) 上記決算日又は四半期会計期間末日の翌日から直近月末日及び打切日までの期間と前連結会計年 度又は前事業年度における同一期間を比較した売上高及び利益の減少の有無

実施手続

- 1.発行会社の内部統制が有効に機能していることが監査の過程で確かめられている会計システムの下で作成されている諸資料、又は監査の際に閲覧した証拠資料に基づいて作成されている諸資料との照合(必要な場合には、計算突合を含む。)
- 2 . 株主総会議事録及び取締役会議事録の閲覧
- 3.発行会社の責任者への質問

監査人の交代

- 1.監査人が交代し、届出書等に後任監査人としての<u>四半期レビュー報告書</u>が添付されている場合、後任監査人は、届出書等に記載されている財務諸表等以外の表、統計資料及びその他の財務情報のうち、<u>結論の表明をした四半期財務諸表</u>に関する事項の調査を実施することができ、発行会社及び<u>引受</u>事務幹事会社は、これを依頼することができる。
- 2.後任監査人が、本報告で定める書簡ではなく、後任監査人の監査の対象期間に係る特定の財務項目に関して、<u>引受事務幹事会社</u>及び発行会社との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務を行うことは妨げられず、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>は、これを依頼することができる。
- 3.発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>は、前任監査人に対して前任監査人が従事した期間における財務情報に関する調査を依頼することができる。この場合、前任監査人は届出書等提出時には、監査人の地位にないこと等を総合的に勘案した上で、当該依頼内容に関する受諾の可否を決定する。

2.事後の変動事項

届出書等に記載されている最近<u>連結会計年度又は事業年度の連結貸借対照表日又は貸借対照表日あるいは最近中間連結会計期間又は中間会計期間の中間連結貸借対照表日又は中間貸借対照表日</u>の翌日 以降最近月末日及び打切日までに生じた発行会社の下記事項について、下記 のうち実施した手続及びその結果

- (1) 上記貸借対照表日現在と比較した直近月末日及び打切日現在の純資産の減少の有無
- (2) 上記貸借対照表日の翌日から直近月末日及び打切日までの期間と前連結会計年度又は前事業年度における同一期間を比較した売上高及び利益の減少の有無

実施手続

- 1.発行会社の内部統制が有効に機能していることが監査の過程で確かめられている会計システムの下で作成されている諸資料、又は監査の際に閲覧した証拠資料に基づいて作成されている諸資料との照合(必要な場合には、計算突合を含む。)
- 2 . 株主総会議事録及び取締役会議事録の閲覧
- 3 . 発行会社の責任者への質問

監査人の交代

- 1.監査人が交代し、届出書等に後任監査人としての<u>中間監査報告書</u>が添付されている場合、後任監査人は、届出書等に記載されている財務諸表等以外の表、統計資料及びその他の財務情報のうち、<u>中間</u>監査意見を表明した中間財務諸表に関する事項の調査を実施することができ、発行会社及び事務幹事証券会社は、これを依頼することができる。
- 2.後任監査人が、本報告で定める書簡ではなく、後任監査人の監査の対象期間に係る特定の財務項目に関して、<u>事務幹事証券会社</u>及び発行会社との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務を行うことは妨げられず、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>は、これを依頼することができる。
- 3.発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>は、前任監査人に対して前任監査人が従事した期間における財務情報に関する調査を依頼することができる。この場合、前任監査人は届出書等提出時には、監査人の地位にないこと等を総合的に勘案した上で、当該依頼内容に関する受諾の可否を決定する。

全般的事項に係る留意事項

書簡の記載内容については、法令改正等により届出書等の様式が変更された場合には、参加者の合意のもとに、適宜、追加又は削除を行う。

発行登録制度に基づく発行の場合の留意事項

- (注1) 発行登録書提出時に<u>引受事務幹事予定会社</u>が参加する等、適宜支障のないような形式で開催する。
- (注2) 有価証券の発行及び当該発行に係る<u>引受事務幹事会社</u>の内定後、速やかに書簡の草案を作成し、相互に確認する。
- (注3) 発行登録追補書類提出日から払込期日までの期間が7日未満の場合には、発行登録追補書類提出日を打切日とする。

その他の留意事項

- (注4) 開示が行われている有価証券の売出しにおいて作成される有価証券売出目論見書の場合には、 有価証券通知書の提出日と読み替える。
- (注5) 「提出会社の保証会社等の情報」に関して、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>は、保証会社の監査人に対して、別途調査を依頼することができる。

(参考様式)

「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務契約書

______(以下「発行会社」という。)、______(以下「引 受事務幹事会社」という。(注 1))及び______(以下「受託者」という。) は、[新規証券の発行等を特定する記載](以下「本案件」という。)に係る「監査人から引受事 務幹事会社への書簡」の作成について、以下のとおり、合意したので、この契約書(以下「本契

(注1)共同主幹事の場合には該当する複数の金融商品取引業者名をここへ記載する。

第1条 (本業務の委託)

約」という。)を締結する。

発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>は、本案件に関連して、受託者に対して、本契約に従って、以下に規定する業務(以下「本業務」という。)を行うことを委託し、受託者は、これを受託する。

(1) 本案件に関して受託者が実施すべき調査手続として発行会社、引受事務幹事会社及び受託

_

全般的事項に係る留意事項

書簡の記載内容については、法令改正等により届出書等の様式が変更された場合には、参加者の合意のもとに、適宜、追加又は削除を行う。

発行登録制度に基づく発行の場合の留意事項

- (注1) 発行登録書提出時に<u>事務幹事予定証券会社</u>が参加する等、適宜支障のないような形式で開催する。
- (注2) 有価証券の発行及び当該発行に係る<u>事務幹事証券会社</u>の内定後、速やかに書簡の草案を作成し、相互に確認する。
- (注3) 発行登録追補書類提出日から払込期日までの期間が7日未満の場合には、発行登録追補書類提出日を打切日とする。

その他の留意事項

- (注4) 開示が行われている有価証券の売出しにおいて作成される有価証券売出目論見書の場合には、 有価証券通知書の提出日と読み替える。
- (注5) 「提出会社の保証会社等の情報」に関して、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>は、保証会社の監査人に対して、別途調査を依頼することができる。

(参考様式)

「監査人から事務幹事証券会社への書簡」作成業務契約書

______(以下「発行会社」という。)、______(以下「事務幹事証券会社」という。(注 1))及び______(以下「受託者」という。)は、[新規証券の発行等を特定する記載](以下「本案件」という。)に係る「監査人から事務幹事証券会社への書簡」の作成について、以下のとおり、合意したので、この契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

(注1)共同主幹事の場合には該当する複数の証券会社名をここへ記載する。

第1条 (本業務の委託)

発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>は、本案件に関連して、受託者に対して、本契約に従って、以下に規定する業務(以下「本業務」という。)を行うことを委託し、受託者は、これを受託する。

(1) 本案件に関して受託者が実施すべき調査手続として発行会社、事務幹事証券会社及び受託

者の間で別紙のとおり合意した調査手続(以下「本調査手続」という。)に従って、調査を実施すること。

(2) 本調査手続に従って実施した調査結果に基づく書簡(以下「本書簡」という。)を作成し、提出すること。

第2条 (本業務及び本調査手続)

- 1. 発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者の間で合意された本調査手続は、別紙のとおりである。但し、本調査手続の内容は、発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者との間での合意をもって、これを変更することができる。
- 2. 本案件に係る元引受けを行う金融商品取引業者(以下「元引受会社」という。)がその引受責任を果たすための手続の一つとして、本案件のために発行会社が作成する有価証券届出書等(発行登録追補書類及び開示が行われている有価証券の売出しにおいて作成される有価証券売出目論見書を含む。以下「届出書等」という。)に記載された財務情報の妥当性等を確かめるとともに、それらの財務情報のその後の変動状況を把握する必要があるために、発行会社及び元引受会社を代表した引受事務幹事会社が受託者による本調査手続の実施及び本書簡の作成を要請するものであるという趣旨に則って、発行会社、引受事務幹事会社及び受託者は、本調査手続の内容について合意を行う。
- 3. <u>引受事務幹事会社</u>は、元引受会社の窓口となるものであり、発行会社及び受託者は、<u>引受事</u> 務幹事会社のみを本調査手続内容の合意の相手方とする。
- 4. 受託者が実施する手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した 監査の業務ではなく、また、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」 (企業会計審議会 平成 16 年 11 月 29 日)に規定される保証業務には該当せず、いかなる保証を表明するものではない。
- 5. 前各項に規定するほか、本書簡の様式、内容及び本調査手続の内容については、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱、及び日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 68号「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」(以下「委員会報告」という。)に 規定するところに従う。

第3条 (本書簡の提出日及び草案)

- 1. 受託者の本書簡の提出期限は、別紙に記載のとおりとする。
- 2. 受託者は、第2条第1項に定める合意に従って、本調査事項の合意後、速やかに本書簡の草案を作成し、発行会社及び引受事務幹事会社に対して提出する。本書簡の草案の提出期限は別

ΙH

者の間で別紙のとおり合意した調査手続(以下「本調査手続」という。)に従って、調査を実施すること。

(2) 本調査手続に従って実施した調査結果に基づく書簡(以下「本書簡」という。)を作成し、提出すること。

第2条 (本業務及び本調査手続)

- 1. 発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者の間で合意された本調査手続は、別紙のとおりである。但し、本調査手続の内容は、発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者との間での合意をもって、これを変更することができる。
- 2. 本案件に係る元引受けを行う<u>証券会社</u>(以下<u>「元引受証券会社」</u>という。)がその引受責任を果たすための手続の一つとして、本案件のために発行会社が作成する有価証券届出書等(発行登録追補書類及び開示が行われている有価証券の売出しにおいて作成される有価証券売出目論見書を含む。以下「届出書等」という。)に記載された財務情報の妥当性等を確かめるとともに、それらの財務情報のその後の変動状況を把握する必要があるために、発行会社及び元引受<u>証券</u>会社を代表した<u>事務幹事証券会社</u>が受託者による本調査手続の実施及び本書簡の作成を要請するものであるという趣旨に則って、発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者は、本調査手続の内容について合意を行う。
- 3. <u>事務幹事証券会社</u>は、元引受<u>証券</u>会社の窓口となるものであり、発行会社及び受託者は、<u>事</u> 務幹事証券会社のみを本調査手続内容の合意の相手方とする。
- 4. 受託者が実施する手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した 監査の業務ではなく、また、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」 (企業会計審議会 平成 16 年 11 月 29 日)に規定される保証業務には該当せず、いかなる保証を表明するものではない。
- 5. 前各項に規定するほか、本書簡の様式、内容及び本調査手続の内容については、「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱、及び日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 68号「監査人から事務幹事証券会社への書簡について」(以下「委員会報告」という。)に 規定するところに従う。

第3条 (本書簡の提出日及び草案)

- 1. 受託者の本書簡の提出期限は、別紙に記載のとおりとする。
- 2. 受託者は、第2条第1項に定める合意に従って、本調査事項の合意後、速やかに本書簡の草案を作成し、発行会社及び事務幹事証券会社に対して提出する。本書簡の草案の提出期限は別

紙のとおりとする。その手順については、発行会社、引受事務幹事会社及び受託者の間で別途 合意するところによる。

なお、当該草案は、手続内容の協議の目的で作成するものであるため、草案の内容は、手続 の実施結果次第では、変更される可能性があることを発行会社及び引受事務幹事会社は了解す

第4条 (財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告)

別紙に定められる調査手続のうち届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関す る調査結果の提出期限は、別紙に記載のとおりとする。

なお、本契約における本書簡に関する条項については、財務諸表等以外の財務情報に関する調 **査を別の書面にて作成し報告する場合においても準用する。**

(注2)本条項は、届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査を、別の書面にて 作成することの合意が発行会社、引受事務幹事会社及び受託者の間でなされた場合に記載される。

第5条 (利用目的及び利用制限)

- 1. 本書簡は、本案件において元引受会社を代表した引受事務幹事会社がその引受責任の一つと して実施する調査又は審査の資料として利用されることのみを目的とするものであり、発行会 社及び引受事務幹事会社は、本書簡を、当該目的以外の目的(例えば、有価証券の販売、勧誘 等)に利用しない。
- 2. 発行会社及び引受事務幹事会社は、届出書等及びその他対外的に開示されることが予定され る文書を含め、第2条第2項に定められる目的以外のいかなる文書、記録媒体にも、本書簡の 全部又は一部を引用、転載、複製並びにいかなる言語への翻訳もしない。
- 3. 第1項及び第2項は、法令又は政府機関、金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規 則等により本書簡の開示を要請される場合、発行会社又は引受事務幹事会社の利益擁護のため 必要やむを得ない場合等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

第6条 (契約当事者の責任)

発行会社、引受事務幹事会社及び受託者は、各々、以下の事項について、了解する。

- (1) 新規証券の発行等に当たり、届出書等の記載内容が正確であり、必要な開示がすべて行わ れていることについての責任は、一義的には発行会社にある。発行会社は、投資者の投資 判断に資するように、最新で正確な情報を提供しなければならないため、引受事務幹事会 社を窓口とする元引受会社の調査、さらには受託者の調査に積極的に協力する。
- (2) 受託者は、本調査手続が引受事務幹事会社の目的を達成するために十分であったかどう

紙のとおりとする。その手順については、発行会社、事務幹事証券会社及び受託者の間で別途 合意するところによる。

なお、当該草案は、手続内容の協議の目的で作成するものであるため、草案の内容は、手続 の実施結果次第では、変更される可能性があることを発行会社及び事務幹事証券会社は了解す

第4条 (財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告)

別紙に定められる調査手続のうち届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関す る調査結果の提出期限は、別紙に記載のとおりとする。

なお、本契約における本書簡に関する条項については、財務諸表等以外の財務情報に関する調 **査を別の書面にて作成し報告する場合においても準用する。**

(注2) 本条項は、届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査を、別の書面にて 作成することの合意が発行会社、事務幹事証券会社及び受託者の間でなされた場合に記載される。

第5条 (利用目的及び利用制限)

- 1. 本書簡は、本案件において元引受証券会社を代表した事務幹事証券会社がその引受責任の一 つとして実施する調査又は審査の資料として利用されることのみを目的とするものであり、発 行会社及び事務幹事証券会社は、本書簡を、当該目的以外の目的(例えば、有価証券の販売、 勧誘等)に利用しない。
- 2. 発行会社及び事務幹事証券会社は、届出書等及びその他対外的に開示されることが予定され る文書を含め、第2条第2項に定められる目的以外のいかなる文書、記録媒体にも、本書簡の 全部又は一部を引用、転載、複製並びにいかなる言語への翻訳もしない。
- 3. 第1項及び第2項は、法令又は政府機関、証券取引所若しくは証券業協会の規則等により本 書簡の開示を要請される場合、発行会社又は事務幹事証券会社の利益擁護のため必要やむを得 ない場合等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

第6条 (契約当事者の責任)

発行会社、事務幹事証券会社及び受託者は、各々、以下の事項について、了解する。

- (1) 新規証券の発行等に当たり、届出書等の記載内容が正確であり、必要な開示がすべて行わ れていることについての責任は、一義的には発行会社にある。発行会社は、投資者の投資 判断に資するように、最新で正確な情報を提供しなければならないため、事務幹事証券会 社を窓口とする元引受証券会社の調査、さらには受託者の調査に積極的に協力する。
- (2) 受託者は、本調査手続が事務幹事証券会社の目的を達成するために十分であったかどう

か、また、調査事項について、その記載内容が妥当であるかどうか、法令等の定めるところに適合しているかどうか、届出書等の開示状況が十分であるかどうか、又は、重要な事実の開示が省略されていないかどうか等について意見を述べる立場にない。よって、本調査手続及び本書簡の作成に際して実施された調査事項の範囲及び方法が十分なものであったかどうかについての責任は、当該調査を実施し本書簡を作成した受託者にはない。

- (3) 本書簡の作成に際して実施された受託者の調査は、届出書等に記載されている財務情報が、その基礎となる会計記録等と合致しているかどうかを確かめるために実施されるものであって、それらの妥当性、正確性について保証するものではない。また、届出書等に記載されている日後における発行会社の財務内容等の変動について、著しい悪化が生じていないことを保証するものでもない。
- (4) 本書簡に関する受託者の責任は、受託者が、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>の依頼により 引き受けた調査手続を実施せずに虚偽の内容の書簡を作成した場合、調査事項について誤 謬、錯誤等を発見したにもかかわらずそれを報告しなかった場合、あるいは、書簡の作成 を承諾したにもかかわらずその作成を怠った場合において生じる。
- (5) 受託者は、打切日の翌日以降、払込期日までに生じた事項については一切責任を負わない。

第7条 (契約の期間、終了)

本契約は、平成____年___月___日から効力を生じることとし、本案件における払込みが完了した時点又は本案件が実施されないことが決定された時点をもって終了する。但し、発行会社は、受託者及び引受事務幹事会社に対して、引受事務幹事会社は、発行会社及び受託者に対して、又は、受託者は、発行会社及び引受事務幹事会社に対して、書面により通知することをもって、理由の如何を問わず、直ちに、本契約を終了させることができる。この場合、受託者に本契約上の義務の違反又は不履行がある場合を除き、当該契約終了時点までに受託者により遂行された本業務に関する報酬及び経費に関しては、本業務に従事した公認会計士、会計士補及びその他の従事者の、当該契約終了時点までの実際の執務時間数に当該公認会計士等の請求報酬単価を乗じた金額及び実際の出費額とする。但し、かかる報酬額が当該契約終了時点までに受託者により遂行された本業務に比して著しく不相当な場合には、発行会社及び受託者が協議して変更することができる。

第8条 (守秘義務)

受託者は、本業務の履行に際し知り得た発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>の秘密を、正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>は、上記の正当な理由に、以下の場合を含むことを了解する。

- (1) 受託者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- (2) 受託者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合

IΗ

か、また、調査事項について、その記載内容が妥当であるかどうか、法令等の定めるところに適合しているかどうか、届出書等の開示状況が十分であるかどうか、又は、重要な事実の開示が省略されていないかどうか等について意見を述べる立場にない。よって、本調査手続及び本書簡の作成に際して実施された調査事項の範囲及び方法が十分なものであったかどうかについての責任は、当該調査を実施し本書簡を作成した受託者にはない。

- (3) 本書簡の作成に際して実施された受託者の調査は、届出書等に記載されている財務情報が、その基礎となる会計記録等と合致しているかどうかを確かめるために実施されるものであって、それらの妥当性、正確性について保証するものではない。また、届出書等に記載されている日後における発行会社の財務内容等の変動について、著しい悪化が生じていないことを保証するものでもない。
- (4) 本書簡に関する受託者の責任は、受託者が、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>の依頼により 引き受けた調査手続を実施せずに虚偽の内容の書簡を作成した場合、調査事項について誤 謬、錯誤等を発見したにもかかわらずそれを報告しなかった場合、あるいは、書簡の作成 を承諾したにもかかわらずその作成を怠った場合において生じる。
- (5) 受託者は、打切日の翌日以降、払込期日までに生じた事項については一切責任を負わない。

第7条 (契約の期間、終了)

本契約は、平成____年___月___日から効力を生じることとし、本案件における払込みが完了した時点又は本案件が実施されないことが決定された時点をもって終了する。但し、発行会社は、受託者及び事務幹事証券会社に対して、事務幹事証券会社は、発行会社及び受託者に対して、又は、受託者は、発行会社及び事務幹事証券会社に対して、書面により通知することをもって、理由の如何を問わず、直ちに、本契約を終了させることができる。この場合、受託者に本契約上の義務の違反又は不履行がある場合を除き、当該契約終了時点までに受託者により遂行された本業務に関する報酬及び経費に関しては、本業務に従事した公認会計士、会計士補及びその他の従事者の、当該契約終了時点までの実際の執務時間数に当該公認会計士等の請求報酬単価を乗じた金額及び実際の出費額とする。但し、かかる報酬額が当該契約終了時点までに受託者により遂行された本業務に比して著しく不相当な場合には、発行会社及び受託者が協議して変更することができる。

第8条 (守秘義務)

受託者は、本業務の履行に際し知り得た発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>の秘密を、正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>は、上記の正当な理由に、以下の場合を含むことを了解する。

- (1) 受託者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- (2) 受託者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合

(3) 受託者が、自己の利益擁護のため必要やむを得ない場合

第9条 (報酬及び経費)

- 1. 本業務の報酬は、原則として本業務に従事する公認会計士、会計士補及びその他の従事者の予定執務時間数に当該公認会計士等の請求報酬単価を乗じた金額を参考にするものとする。
- 2. 本業務の報酬は、発行会社と受託者の間で別途合意する方法により、発行会社から受託者に 支払われる。
- 3. 支払の時期は、別途、発行会社と受託者が協議して定める。
- 4. 受託者が本業務を実施するに必要な交通費、宿泊費等の経費の負担は、発行会社が負担する。
- (注3)本報酬及び経費の詳細については、発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者の間で別途協議する ことができる。

第10条 (損害の賠償)

本契約に関連して発生した、受託者の発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>に対する賠償責任限度額は、故意又は重過失(注4)の場合を除き、発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>の双方に対しても、各々に対しても、本契約に際して第9条に定められる受託者に支払われる報酬額に限定されるものとする。

(注4)本ひな型は、委員会報告に定める総括的手続結果を記載しない場合を前提に作成されている。総 括的手続結果を記載する場合には、重過失の削除等を発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者の間 で別途協議することができるものとする。

第11条 (経営者確認書)

発行会社は、受託者が経営者確認書を本書簡の提出日(注5)に発行会社から入手することを 了解する。

(注5)届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査を、別の書面にて作成することの合意が発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者の間でなされ、第4条に定める財務諸表等以外の財務情報に関する調査を行う場合は、届出書等の提出日も加える。

IΗ

(3) 受託者が、自己の利益擁護のため必要やむを得ない場合

第9条 (報酬及び経費)

- 1. 本業務の報酬は、原則として本業務に従事する公認会計士、会計士補及びその他の従事者の予定執務時間数に当該公認会計士等の請求報酬単価を乗じた金額を参考にするものとする。
- 2. 本業務の報酬は、発行会社と受託者の間で別途合意する方法により、発行会社から受託者に支払われる。
- 3. 支払の時期は、別途、発行会社と受託者が協議して定める。
- 4. 受託者が本業務を実施するに必要な交通費、宿泊費等の経費の負担は、発行会社が負担する。
- (注3)本報酬及び経費の詳細については、発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者の間で別途協議する ことができる。

第10条 (損害の賠償)

本契約に関連して発生した、受託者の発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>に対する賠償責任限度額は、故意又は重過失(注4)の場合を除き、発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>の双方に対しても、各々に対しても、本契約に際して第9条に定められる受託者に支払われる報酬額に限定されるものとする。

(注4)本ひな型は、委員会報告に定める総括的手続結果を記載しない場合を前提に作成されている。総 括的手続結果を記載する場合には、重過失の削除等を発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者の間 で別途協議することができるものとする。

第11条 (経営者確認書)

発行会社は、受託者が経営者確認書を本書簡の提出日(注5)に発行会社から入手することを 了解する。

(注5)届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査を、別の書面にて作成することの合意が発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者の間でなされ、第4条に定める財務諸表等以外の財務情報に関する調査を行う場合は、届出書等の提出日も加える。

新 IΗ 第12条 (準拠法及び合意管轄) 第12条 (準拠法及び合意管轄) 本契約は、日本法に準拠し、解釈される。本契約に関する権利義務については、東京地方裁判 本契約は、日本法に準拠し、解釈される。本契約に関する権利義務については、東京地方裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 第13条 (誠実協議) 第13条 (誠実協議) 本契約に規定がない事項又は本契約の規定の疑義については、発行会社、引受事務幹事会社及 本契約に規定がない事項又は本契約の規定の疑義については、発行会社、事務幹事証券会社及 び受託者の間で誠実に協議の上、解決を図る。 び受託者の間で誠実に協議の上、解決を図る。 以上を証して、本契約書を 3 通作成し、各当事者が記名捺印又は署名の上、各 1 通を保有す 以上を証して、本契約書を 3 通作成し、各当事者が記名捺印又は署名の上、各 1 通を保有す る。 る。 平成____年___月___日 平成____年___月___日 発行会社: 発行会社: 引受事務幹事会社: 事務幹事証券会社: 受託者: 受託者:

(別紙)

調査日程及び調査手続

. 調査日程

1.草案の受渡日 平成 年 月 日 (注1)

2.財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告日

平成 年 月 日 (注2)

3.打切日 平成 年 月 日

4.書簡の受渡日 平成 年 月 日 (注3)

(注1) 受託者は、調査事項の合意後、速やかに草案の作成を行う。 草案の提出期限の延長が必要な場合には、受託者は発行会社及び<u>引受事務幹事会社</u>に連絡する

- (注2) 届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査を、別の書面にて作成することの合意が発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者の間でなされた場合に記載される。 当該報告日は、届出書等提出日とする。
- (注3) 書簡の受渡日は、払込期日又は受渡期日の前日とする。

. 調査手続

1.届出書等に含まれる監査報告書及び財務諸表等に関する事項 届出書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表について、当該監査報告書の日付現 在の状況において、当該連結財務諸表及び財務諸表の訂正を必要とする事項が、打切日現在 生じていないかについて、発行会社の責任者に対して質問する。

- 2.届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査 以下の届出書等に記載されている事項の財務諸表等以外の財務情報が、会社の会計記録等 と合致しているか調査する。(注4)
- (注4) 本ひな型にある調査項目は例示であり、発行会社、<u>引受事務幹事会社</u>及び受託者の間で合意した内容を記載する。当該調査項目は、<u>「監査人から引受事務幹事会社への書簡」</u>要綱の例示を参考にして決定される。

(証券情報)

「手取り金の使途」における設備計画に既支払額が記載されている場合の既支払額 「資本金の増減」のうち「xxx」の金額

(参照書類の補完情報)

財務諸表に関連する数値が記載されている場合の「xxx」の金額

(企業情報、組込情報及び参照情報)

「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移(株価収益率及び従業員数を除く。)」に記載の各金額又は数値

「企業の概況」の「関係会社の状況」に記載の「親会社の名称及び議決権の被所有割合」、「子会社及び関連会社の名称及び議決権に対する所有割合」、「債務超過」金額及び「主要な損益情報」の金額

「事業の状況」の「業績等の概要」に記載の「xxx」の金額

(別紙)

調査日程及び調査手続

. 調査日程

1.草案の受渡日 平成 年 月 日 (注1)

2 . 財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告日

平成 年 月 日 (注2)

3.打切日 平成 年 月 日

4.書簡の受渡日 平成 年 月 日 (注3)

- (注1) 受託者は、調査事項の合意後、速やかに草案の作成を行う。 草案の提出期限の延長が必要な場合には、受託者は発行会社及び<u>事務幹事証券会社</u>に連絡する
- (注2) 届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査を、別の書面にて作成することの合意が発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者の間でなされた場合に記載される。 当該報告日は、届出書等提出日とする。
- (注3) 書簡の受渡日は、払込期日又は受渡期日の前日とする。

. 調査手続

- 1.届出書等に含まれる監査報告書及び財務諸表等に関する事項 届出書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表について、当該監査報告書の日付現 在の状況において、当該連結財務諸表及び財務諸表の訂正を必要とする事項が、打切日現在 生じていないかについて、発行会社の責任者に対して質問する。
- 2.届出書等に記載されている財務諸表等以外の財務情報に関する調査 以下の届出書等に記載されている事項の財務諸表等以外の財務情報が、会社の会計記録等 と合致しているか調査する。(注4)
- (注4) 本ひな型にある調査項目は例示であり、発行会社、<u>事務幹事証券会社</u>及び受託者の間で合意した内容を記載する。当該調査項目は、<u>「監査人から事務幹事証券会社への書簡」</u>要綱の例示を参考にして決定される。

(証券情報)

「手取り金の使途」における設備計画に既支払額が記載されている場合の既支払額 「資本金の増減」のうち「xxx」の金額

(参照書類の補完情報)

財務諸表に関連する数値が記載されている場合の「xxx」の金額

(企業情報、組込情報及び参照情報)

「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移(株価収益率及び従業員数を除く。)」に記載の各金額又は数値

「企業の概況」の「関係会社の状況」に記載の「親会社の名称及び議決権の被所有割合」、「子会社及び関連会社の名称及び議決権に対する所有割合」、「債務超過」金額及び「主要な損益情報」の金額

「事業の状況」の「業績等の概要」に記載の「xxx」の金額

「事業の状況」の「研究開発活動」に記載の「研究開発費」の金額

- 「設備の状況」の「主要な設備の状況」に記載の「xxx」の金額
- 「設備の状況」の「設備の新設、除去等の計画」に記載の「既支払額」
- 「提出会社の状況」に記載の「発行済株式総数」及び「資本金等の推移」の金額及び株式 数

「経理の状況」の「財務諸表等」の「主な資産及び負債の内容」に記載の各金額

•

•

3.事後の変動の調査

A.総括的手続結果を付す場合の例

平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等の経理の状況に記載されている最近事業年度の末日) の翌日から平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間について、以下の手続を実施する。

- (1) 発行会社の株主総会及び取締役会の議事録を閲覧する。
- (2) 発行会社の平成 xx 年 xx 月 xx 日(最近の月次決算の日付)及び前年度の同一期間の 月次連結財務諸表及び月次財務諸表を閲覧する。さらに、これらの月次連結財務諸表及 び月次財務諸表が、前連結会計年度と同一の方法によって作成されたものであるかにつ いて、発行会社の責任者に質問する。
- (3) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間の売上高及び当期純利益が、前年度の同一期間と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)
- (4) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日) 現在の純資産額が、平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等 に記載されている最近事業年度の末日) 現在の純資産額と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)

B. 総括的手続結果を付さない場合の例

平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等の経理の状況に記載されている最近事業年度の末日) の翌日から平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間について、以下の手続を実施する。

- (1) 発行会社の株主総会及び取締役会の議事録を閲覧する。
- (2) 発行会社の平成 xx 年 xx 月 xx 日(届出書等に記載されている最近事業年度の末日) の翌日から平成 xx 年 xx 月 xx 日(最近の月次決算の日付)までの期間及び前年度の同 一期間の月次連結財務諸表及び月次財務諸表が作成されているかどうかについて、発行 会社の責任者に質問する。
- (3) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)及び前年度の同一期間の月次試算表を 閲覧する。
- (4) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)までの期間の売上高及び当期純利益が

- 「設備の状況」の「主要な設備の状況」に記載の「xxx」の金額
- 「設備の状況」の「設備の新設、除去等の計画」に記載の「既支払額」
- 「提出会社の状況」に記載の「発行済株式総数」及び「資本金等の推移」の金額及び株式 数

「経理の状況」の「財務諸表等」の「主な資産及び負債の内容」に記載の各金額

•

3 . 事後の変動の調査

A. 総括的手続結果を付す場合の例

平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等の経理の状況に記載されている最近事業年度の末日) の翌日から平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間について、以下の手続を実施する.

- (1) 発行会社の株主総会及び取締役会の議事録を閲覧する。
- (2) 発行会社の平成 xx 年 xx 月 xx 日(最近の月次決算の日付)及び前年度の同一期間の 月次連結財務諸表及び月次財務諸表を閲覧する。さらに、これらの月次連結財務諸表及 び月次財務諸表が、前連結会計年度と同一の方法によって作成されたものであるかにつ いて、発行会社の責任者に質問する。
- (3) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間の売上高及び当期純利益が、前年度の同一 期間と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。 (注 5)
- (4) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日) 現在の純資産額が、平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等 に記載されている最近事業年度の末日) 現在の純資産額と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。 (注5)

B. 総括的手続結果を付さない場合の例

平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等の経理の状況に記載されている最近事業年度の末日) の翌日から平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間について、以下の手続を実施する。

- (1) 発行会社の株主総会及び取締役会の議事録を閲覧する。
- (2) 発行会社の平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日) の翌日から平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)までの期間及び前年度の同 一期間の月次連結財務諸表及び月次財務諸表が作成されているかどうかについて、発行 会社の責任者に質問する。
- (3) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)及び前年度の同一期間の月次試算表を 閲覧する。
- (4) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)までの期間の売上高及び当期純利益が

12

前年度の同一期間と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)

- (5) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)現在の純資産額が、平成 xx 年 xx 月 xx 日(届出書等に記載されている最近事業年度の末日)現在の純資産額(平成 xx 年 xx 月 xx 日開催の発行会社の株主総会で承認された配当金 x x x x 百万円を平成 xx 年 xx 月 xx 日に遡及して控除した後の金額をいう。)と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)
- (6) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間の売上高及び当期純利益が、前年度の同一期間と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)
- (7) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日) 現在の純資産額が、平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等 に記載されている最近事業年度の末日) 現在の純資産額と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。 (注5)
- (注5) 対象とする項目(売上高、当期純利益、純資産額)は例示であり、発行会社、<u>引受事務幹事会</u> 社及び受託者の間で合意した内容を記載する。

前年度の同一期間と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)

- (5) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (最近の月次決算の日付)現在の純資産額が、平成 xx 年 xx 月 xx 日(届出書等に記載されている最近事業年度の末日)現在の純資産額(平成 xx 年 xx 月 xx 日開催の発行会社の株主総会で承認された配当金 x x x x 百万円を平成 xx 年 xx 月 xx 日に遡及して控除した後の金額をいう。)と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)
- (6) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等に記載されている最近事業年度の末日)の翌日から 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日)までの期間の売上高及び当期純利益が、前年度の同一期間と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。(注5)
- (7) 平成 xx 年 xx 月 xx 日 (打切日) 現在の純資産額が、平成 xx 年 xx 月 xx 日 (届出書等 に記載されている最近事業年度の末日) 現在の純資産額と比較して減少しているかどうかについて、発行会社の責任者に質問する。 (注5)
- (注5) 対象とする項目(売上高、当期純利益、純資産額)は例示であり、発行会社、<u>事務幹事証券会</u> <u>社</u>及び受託者の間で合意した内容を記載する。

以上以上